報告第２３号

損害賠償額の決定に関する
専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による議会の指定議決に基づき、平成３０年１１月１４日次のとおり損害賠償額の決定について専決処分したので、同条第２項の規定に基づき報告する。

平成３０年１２月６日

品川区長　濱　野　　健

損害賠償額の決定について

１　件　　名　　区道上の街路樹の枝の落下による乗用車の破損事故

２　事故の概要　　平成３０年６月１１日品川区西五反田四丁目９番先の区道の街路樹の枝が、強風により落下したため、駐車中の乗用車のボンネット等を破損した。

３　損害賠償額　　９７，７８６円（修理費）

４　相　手　方　[redacted]